

日本臨床細胞学会最優秀論文賞の募集について

公益社団法人日本臨床細胞学会
学術委員会委員長 中 村 直 哉

日本臨床細胞学会では、最優秀論文賞を下記の要領にて公募いたします。皆様からの応募をお願いいたします。

記

賞の名称：日本臨床細胞学会最優秀論文賞

受賞資格：日本臨床細胞学会会員（年齢不問）

選考対象：2018年1月より同年12月の間に、日本臨床細胞学会雑誌および *Acta Cytologica* に掲載された臨床細胞学分野における優れた論文。なお、論文掲載雑誌は本学会機関誌を原則とするが、他誌の論文の応募も受け付けます。論文の種別（原著・症例報告・総説など）は問いません。受賞対象論文は、和文論文1編、英文論文1編（筆頭執筆者各1名、計2名）です。

推薦者：本学会理事または評議員1名。ただし、自薦も可です。

受賞者数：2名。

賞：賞状および副賞10万円。

応募方法：

日本臨床細胞学会ホームページ「お知らせ」より、申請書および提出方法について詳細を掲示いたします。

1. 所定の申請書をダウンロードし、推薦者および応募者の氏名、所属、所在地と推薦論文名、掲載雑誌名、さらに推薦者は推薦理由を、自薦の場合は応募理由を記載してください。また、応募者の履歴書をかならず添えてください。
2. 提出書類は、①申請書（推薦書ないし自薦書を含む）、②応募論文別刷、③履歴書になります。提出書類はPDFにし、CD-Rにデータを入れ下記住所へお送りくださいますようお願い申し上げます。（PDFにはパスワードをかけないようお願い申し上げます。）

〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台2-11-1 駿河台サンライズビル3階

「日本臨床細胞学会事務局 最優秀論文賞申請書係」

3. 応募期間：2019年1月15日(火)～2月15日(金)です.

尚、応募書類は返却いたしませんのでご注意ください.

4. 詳細掲載先

日本臨床細胞学会 ホームページ お知らせ

アドレス：<http://jsc.or.jp/category/news/>

お問い合わせについては、「お問い合わせフォーム」よりご連絡くださいますよう

お願い申し上げます。

公益社団法人 日本臨床細胞学会
学会賞選考に関する施行細則

第1条 本法人は、臨床細胞学の発展に著しく貢献した医師・歯科医師に対して学会賞を授与する。

第2条 学術委員会は、次の基準に従い授賞候補者を選考し理事長に推薦する。

1. 臨床細胞学の学術的発展に顕著な功績をあげた者
2. 細胞診専門医及び細胞検査士の育成に貢献した者

第3条 選考に当たっては、次の条件を参考とする。

1. 臨床細胞学に関係のある刊行論文、著書、及び学会講演内容
2. 経歴、細胞診業務、及び教育活動

第4条 理事長は、理事会の承認を経て受賞者を決定する。

第5条 本施行細則の変更は理事会の承認を経なければならない。

附 則

1. この施行細則は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する。
2. 平成25年6月2日 一部改定施行。

公益社団法人 日本臨床細胞学会
技師賞選考に関する施行細則

第1条 本法人は、臨床細胞学の技術面で顕著な業績をあげた細胞検査士に対し技師賞を授与する。

第2条 技師賞は学術部門と功労部門に分けて選考する。

第3条 学術委員会は、細胞検査士の中から、次の基準に従い若干名の授賞候補者を選考し理事長に推薦する。

1. 臨床細胞学の技術面で、顕著な業績をあげ、かつ、その進歩発展に寄与した者
2. 細胞検査士の指導者として活躍し、成果をあげた者
3. 細胞検査士歴12年以上の者

第4条 選考に当たっては、次の条件を参考とする。

1. 臨床細胞学技術面に関する学会発表内容
2. 経歴、細胞診業務及び教育活動

第5条 理事長は、理事会の承認を経て受賞者を決定する。

第6条 本施行細則の変更は理事会の承認を経なければならない。

附 則

1. この施行細則は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する。
2. 平成25年6月2日 一部改定施行。

公益社団法人 日本臨床細胞学会 班研究課題選考に関する施行細則

第1条 本法人は臨床細胞学の研究推進を図るため、班研究活動を支援する。

第2条 課題は下記の基準に従い公募する。

1. 臨床細胞学の発展，向上に貢献するもの
2. 多施設共同研究に適したもの
3. 2年以内に成果のまとまるもの
4. 原則として理事，評議員の推薦を得たもの
5. 主任研究者が在籍する施設において倫理委員会等の許可を得たか，もしくは申請中であるもの

第3条 学術委員会は次項の観点から審査し，候補課題を理事長に推薦する。

1. 独創性：研究の着眼点，手法の独創性，結果のユニークさ，など
2. 合理性：研究の結論を引き出すに十分なエビデンス
3. インパクト：臨床細胞学における重要度
4. 将来性：今後のさらなる発展が見込まれる期待度

第4条 理事長は理事会の承認を経て決定する。

第5条 研究助成金は総額 200 万円とする。すなわち，採用される課題は各年 1 件とし，初年度に 200 万円を交付する。

第6条 研究期間は 2 年間とし，研究成果は終了後速やかに本法人に報告し，日本臨床細胞学会雑誌に発表しなければならない。

第7条 応募方法については，本法人のホームページ及び日本臨床細胞学会雑誌のイエローページに広報する。

第8条 本施行細則の変更は理事会の承認を経なければならない。

附 則

1. この施行細則は，公益法人の公益認定を受けた日から施行する。
2. 2013 年（平成 25 年）6 月 2 日 一部改定施行。
3. 2017 年（平成 29 年）11 月 18 日に一部を改定し，2018 年（平成 30 年）1 月 1 日より施行する。